

金沢市庁外施設等用情報通信役務提供業務に係る情報提供依頼  
(RFI)

令和8年（2026年）5月

金沢市都市政策局デジタル政策課

## 目次

1.	情報提供依頼の目的	1
2.	RFI 対象業務の概要	1
3.	依頼者	1
4.	参加対象者	1
5.	RFI 実施スケジュール	2
6.	RFI 参加表明・詳細資料交付	2
7.	詳細資料の内容	2
8.	RFI 対象範囲	3
9.	RFI 回答方法	3
	(1) 回答様式 1 提案書	3
	(2) 回答様式 2 概算経費見積書	3
	(3) 回答様式 3 情報提供者略歴票	3
10.	RFI 質疑及び回答の提出方法	3
	(1) 提出先・提出方法等	3
	(2) RFI 質疑提出等	3
	(3) RFI 回答提出等	4
11.	その他	4

## 1. 情報提供依頼の目的

金沢市（以下「本市」という。）では、現在、金沢市役所第一本庁舎等をセンター拠点とし、200拠点を超える出先拠点を電気通信回線で接続するスター型ネットワーク（以下「本市 WAN」という。）を利用しています。本市 WAN 上においては、本市業務に係る情報システムが複数稼働しており、また、それらのシステムを本市 WAN に接続された多数のコンピューターが利用している等、本市 WAN は本市業務に欠かせない重要な情報通信インフラ基盤となっています。現在の本市 WAN は令和元年度に導入されたものであり、導入より 6 年が経過したことから、現在更新を検討しているところです。

「金沢市庁外施設等用情報通信役務提供業務に係る情報提供依頼」（以下「本依頼」という。）は、本市 WAN を更新するにあたり、情報提供者が本市にサービスとして本市 WAN を提供するケースにおいて、本市が更新後の本市 WAN で想定している仕様の実現性、概算費用等についての情報提供（以下「RFI」という。）を依頼するものです。

## 2. RFI 対象業務の概要

本市 WAN は、「1. 情報提供依頼の目的」において「本市業務に欠かせない重要な情報通信インフラ基盤」と記載しているとおり、本市 WAN が障害等により停止することは、本市業務の停止に直結するものであることから、高速性、安定性及び安全性を有したサービスを求めます。

しかしながら、いたずらに高度なサービスを求めて過剰性能・高費用となることも望むものではなく、性能と費用のバランスも重要であると考えています。よって、本市の示す性能要件を実質的に満たしつつ、コストパフォーマンスにも優れたものを指向しています。

本市として現時点で想定している業務概要は次のとおりであり、その詳細については別途仕様書のとおりです。

- ① のべ 190 の拠点（※同一拠点に複数回線が敷設されている場合があり、その場合は回線数分拠点数をカウントしている。）に通信帯域及び情報セキュリティが保障された電気回線及び当該回線用通信回線用機器並びに当該回線及び当該通信回線用機器に係る 24 時間/365 日の保守（SLA を含む）の提供
- ② 上記に係り必要となる、回線の敷設、機器の導入・設置・設定等の作業

## 3. 依頼者

- ① 名称 : 金沢市都市政策局デジタル政策課
- ② 住所等 : 〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号
- ③ 電話番号 : 076-220-2044
- ④ e-mail アドレス : digital@city.kanazawa.lg.jp
- ⑤ 担当者 : 高松、寺沢
- ⑥ 対面・電話対応可能期間 : 午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日は終日対応不可

## 4. 参加対象者

次の条件を全て満たす方の参加を求めます。

- ① 「金沢市庁外施設用情報通信役務提供業務仕様書及び契約約款 (RFI 用案)」に記載されている業務内容について、本年度中に実施する能力及び意思があること。
- ② 国又は地方公共団体から同種・同規模の業務を受注した実績を有すること。

## 5. RFI 実施スケジュール

### ア RFI に関する参加表明、詳細資料等の交付

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| (ア) 参加表明書の交付    | 令和 8 年 5 月 27 日 (水) まで      |
| (イ) 参加表明書の提出    | 令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午後 5 時まで |
| (ウ) 詳細資料・回答票の交付 | 令和 8 年 6 月 5 日 (金) まで       |

### イ RFI に関する質疑

- |               |  |
|---------------|--|
| (ア) 質問事項の提出   | 令和 8 年 6 月 12 日 (金) 午後 5 時まで (随時・複数回提出可) |
| (イ) 質問事項に係る回答 | 令和 8 年 6 月 16 日 (火) まで随時 (予定)            |

### ウ RFI 回答票

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| (ア) 回答票の提出 | 令和 8 年 6 月 18 日 (木) 午後 5 時まで |
|------------|------------------------------|

## 6. RFI 参加表明・詳細資料交付

RFI への参加・詳細資料の交付については次のとおりです。

ア RFI へ参加いただける場合は、「2. 依頼者」に記載されている e-mail アドレスまで次の標題と内容の電子メールを送信し、メール送信後「2. 依頼者」に記載されている電話番号に電話し、担当者にメールを送信した旨を連絡してください

- |             |  |
|-------------|--|
| (ア) 電子メール標題 | 【WAN_RFI 参加】○○○ <u>(※○○○：依頼者の社名を記載)</u>        |
| (イ) 電子メール内容 | RFI に参加する旨の記載、社名、担当者名、<br>連絡先 (電話、e-mail アドレス) |

イ 連絡いただいた方に対して、依頼者から参加表明書様式を電子メールにて送付しますので、参加表明書に必要事項を記載し、社印・代表者印等を押印 (委任代理人によるものも可とします。金沢市入札資格申請において受任者設定済以外の方が委任代理人で参加表明を行う場合は、委任状等の委任代理人であることを示す書類 (様式自由) を添付してください。) のうえ、依頼者まで提出してください。なお、ご提出いただいた参加表明書記載の内容について、確認させていただく場合があります。

ウ 参加表明書の提出者 (以下「情報提供者」という。) に対して、詳細資料を交付します。具体的な交付方法は交付時に情報提供者に説明します。

## 7. 詳細資料の内容

情報提供者に提供する詳細資料の内容については、下表のとおりです。

資料名称	概要
金沢市庁外施設用情報通信役務提供業務仕様書及び契約約款 (RFI 用案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市 WAN 提供に係る業務の RFI 実施用仕様書及び契約約款の案</li> <li>・記載事項のうち「発注者」とは「本市」、「受注者」は「RFI 参加者」を示します。</li> </ul>

資料名称	概要
RFI 回答様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答様式 1 提案書</li> <li>・回答様式 2 概算経費見積書</li> <li>・回答様式 3 情報提案者略歴票</li> </ul>
RFI 質問様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問様式 質問書</li> </ul>

## 8. RFI 対象範囲

RFI 対象範囲は、「金沢市庁外施設用情報通信役務提供業務仕様書及び契約約款 (RFI 用案)」に記載されている範囲とします。

## 9. RFI 回答方法

情報提供者は RFI 回答様式に記載し、記載した様式を本市にご提出ください。各回答様式の記載方法は次のとおりです。

### (1) 回答様式 1 提案書

「金沢市庁外施設用情報通信役務提供業務仕様書及び契約約款 (RFI 用案)」に記載されている事項に対して、情報提供者として本市にメリットがあると考えられる改善提案等がある場合、記載してください。

### (2) 回答様式 2 概算経費見積書

「金沢市庁外施設用情報通信役務提供業務仕様書及び契約約款 (RFI 用案)」に記載されている事項を情報提供者が実現した場合に係る概算経費 (月額料金) を記載してください。

### (3) 回答様式 3 情報提供者略歴票

情報提供者の略歴を記載してください。

## 10. RFI 質疑及び回答の提出方法

### (1) 提出先・提出方法等

- ア 本書「2. 依頼者」に示す e-mail アドレスに質問用又は提出用ファイルを添付した電子メールを送付するものとします。
- イ 容量制限により電子メールの送付が困難な場合等は、依頼者と参加表明者の協議により対応するものとします。
- ウ 質問用又は提出用ファイルについては、本市から提供したファイル形式にて送付 (ZIP 圧縮は可) してください (PDF 等には変換しないでください)。
- エ 電子メール送付時においては、送付後、依頼者まで電話連絡を行ってください。
- オ 質問及び回答の提出は情報提供者に限ります。

### (2) RFI 質疑提出等

- ア 質問期間及び回答については RFI 実施スケジュールに示すとおりとし、本市はその期間内において随時質問の受付と回答を実施します。なお、可能な限り受け付けた質問から順に回答しますが、質問内容により前後する可能性があります。
- イ 情報提供者から質問がある場合は、質問様式に記載し、参加表明書連絡先欄記載の e-mail アドレスから電子メールで送付するものとします。なお、その際の電子メール標題は「【WAN\_RFI

【質疑】○○○」（※○○○：依頼者の社名を記載）とします。

ウ 質疑回答については依頼者から、全情報提供者に対して参加表明書の連絡先記載の e-mail アドレスへ電子メールを送付するものとします。なお、質疑回答後に情報提供者となった者に対しては、情報提供者となる前に送付した全ての質疑回答を送付します。

(3) RFI 回答提出等

ア RFI 回答書の提出については、RFI 実施スケジュールに示すとおりとします。

イ RFI 回答様式 1 及び 2 を、参加表明書連絡先記載の e-mail アドレスから電子メールで送付するものとします。なお、その際の電子メール標題は「【WAN\_RFI 回答】○○○」（※○○○：依頼者の社名を記載）とします。

ウ 提出期限までに R F I 回答の提出がない場合は、参加表明を取り下げたものとみなします。

11. その他

ア 参加表明後に、参加表明を取り下げる場合は依頼者へ連絡してください。

イ RFI 期間終了後、情報提供者に追加の資料提供、直接ヒアリング等を依頼する場合があります。可能な範囲でご協力をお願いします。

ウ RFI の参加に要する一切の費用は、参加表明者及び情報提供者の負担とします。

エ RFI 提出資料に関しては、返却いたしません。

オ RFI 提出資料に関しては、本市業務に必要な範囲内において、本市にて利用します。また、提供いただいた資料について、資料を提供した情報提供者に無断で第三者に開示することはありません。

カ RFI 提出資料に記載された提案等に係る対応可否等については、個別の回答はいたしません。

キ RFI の参加及び情報提供をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加表明者及び情報提供者に特別な地位を約束したりするものではありません。また、RFI へ参加しない事業者（参加表明後に取り下げた事業者を含みます）についても不利益に取り扱われることはありません。